第２回「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議　議事録概要

1. **日時：**2025 年 5 月 26 日（月）：14:00-16:00
2. **場所：**野村総合研究所 東京本社 29F 会議室 13・14／Teams 会議（ハイブリッド開催）
3. **出席者：**

（**委員**）上田委員、佐々木委員、佐宗委員、佐藤委員、椹木委員、染谷委員、恒藤委員、中尾委員、橋本委員、宮園委員、山越委員

（**政府側**）濱野内閣府事務局長、柿田内閣府統括官、塩崎内閣府事務局長補、藤吉内閣府審議官、白井内閣府参事官、吉田内閣府企画官、米山内閣府大臣官房審議官、垣見内閣府大臣官房参事官

4. **主な議題：**

（１）座長挨拶【公開】

橋本座長より挨拶がなされた。

（２）ステークホルダーからの意見聴取【一部非公開】

京都大学の椹木委員および産業技術総合研究所の恒藤委員より、国立大学法人協議会および国立研究開発法人協議会の取組み状況について発表があり、その後、質疑応答が行われた。

（３）重要技術の流出防止等のための枠組みについて：事務局説明【公開】

事務局から、資料についての説明があった。

（４）重要技術の流出防止等のための枠組みについて：討議【公開】

橋本座長から本日の会議の流れについて説明があり、事務局が紹介した資料について討議が行われた。

各議題における有識者委員からの主なコメント

①　ステークホルダーからの意見聴取について

- 国立研究開発法人協議会からのご要望においては、重要分野の範囲などに懸念が示されている。国の責任で重要分野を特定するだけでなく、具体的なプロポーザルへの方針やリテラシー向上策も明確に示す二段構えを想定している。政府が責任を持って現場に指示し、その指示に基づいて現場が対応するという役割分担を基本方針とする。

②　重要技術の流出防止等のための枠組みについて

- 各機関がリスクマネジメントを行う時期については「FA が要求する時期までに」と記載し、FA やプログラムごとに異なることを想定している。JST の多くのプログラムでは採択プロセスが進んだ段階でセキュリティ調査を求めるが、より早い段階で要請がある場合もある。他の FA が関わる場合は、それぞれの機関で判断され、公募要領に記載される。
- p.12 では、A 大学が B 大学（海外の大学や企業を含む）を共同研究先として適切かどうか判断する必要があることが示されており、FA と連携しつつその判断を大学が行うことになる。
- P.12 の K プログラムに関して、B 大学の立場としては全件事前審査を実施したいと考えている。インシデント防止のため、B 大学の機関と研究分担者の双方に必ず確認が行くよう徹底してほしい。
- 研究代表者（PI）が民間企業所属の場合の取扱いについては、NEDO では企業が PI となるケースが多いため大きな問題はないが、JST では K プログラムなど一部で企業が PI となる場合があり、取扱いが異なる可能性がある。今後、NEDO とも調整しながら実効的な枠組みを検討したい。
- p.11 の「平時からの情報収集」は重要であり、各機関が平時から対応できる制度や体制を整備する必要がある。その趣旨が現状では明確でないため、「平時から各大学で一定レベルの制度や体制を整備してほしい」と明示してほしい。この点は、手順書完成後の支援内容にも関わると考える。
- 現場が混乱しないよう、最初から高いハードルを設けず、できるところから始めて徐々に拡大していく方策が望ましい。理想像も手順書に記載し、次回提示する予定である。
- 研究機関での DD（デューディリジェンス）については、これまでは FA が調査し、問題があれば大学に連絡する形が多かった。一方、今回の枠組みでは研究機関自らが主体的に対応を進める必要があるため、どこまでの対応が求められるのか確認したい。
- DD（デューディリジェンス）への対応はファンディングの性質によって異なり、JST では一部の研究のみが対象である。ちなみに、他国の基礎研究向けの FA（資金配分機関）でも DD の結果、リスク軽減策を実際に求めているのは応募課題全体の 1 から数％程度にとどまる。NEDO の産業界向け研究では対象が多くなる見込みである。簡易的な方法でも一定の質は担保できるが、重要な案件には費用をかけて対応すべきとの意見もあり、今後国全体で実態に即した対応を検討していく必要がある。
- 企業中心の研究では NDA や不競法による秘密指定が課題となるが、それ以外の場面での対応についても検討を進めている。FA ごとに考え方が異なるため、今後方針を協議し整理していきたい。
- 厳格な基準を要求する場合は予算措置が不可欠であり、現場が対応できる体制を政府として準備すべきである。
- 国際共同研究では、研究セキュリティ確保上、DD を含む対策が国際的に求められるようになっており、各国も対応を進めている。今後、国際的な研究活動では研究セキュリティ対応が必須であると現場に伝えてよい。

- FA（資金配分機関）の定義を国に紐づく機関と明確にしてほしい。一般の財団や企業もFA に含める場合、RS 対応が必要な研究費が安易に指定される懸念があるため、国が関与できる仕組みが必要だと考える。
- 管理対象データの範囲は、研究者が指定する形で運用されており、その方式が定着している。どのようなデータに着目すべきかについては、次回示す予定である。
- プログラム終了後もリスクマネジメントのフォローアップが続くこと、契約段階で公表タイミングも定義される予定である。
- B 大学が企業の場合、大学が企業のセキュリティ水準について責任をもってチェックすることは難しい。
- ゼロリスクは前提とせず、B 大学が企業の場合は、親会社や関係企業、コンプライアンス違反の有無などをオープンソースで確認することを想定している。
- 大学が相手先を確認するだけでなく、企業側にも申告させる方法を取り入れることで、一定の強化が図れるのではないか。B 大学が企業となるケースは多いと考えられるため、今後さらに議論を進めていきたい。
- 機微情報を扱う機関では既に対応が進んでおり受容も早いが、それ以外の機関では不安や反対も予想されるため、全体の意識向上が重要である。
- 現場の研究者としては、第 2 章よりも第 3 章の内容が特に気になる。研究者や研究機関だけでなく、FA 側にも大きな負担がかかるため、十分な予算措置が必要である。FA 側にも人的・予算的な支援が十分に行われることが望ましい。

以上